

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	令和5年2月2日
件 名	「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願		
紹介議員	三木秀樹		
請願の要旨			

主要農作物種子法（以下種子法）は戦後間もない1952年に、国民の食糧保障は国の責務だとして、主要農産物である米・麦・大豆の優良な種子の生産とそれらの普及を都道府県に義務付けるために制定されたといわれています。この法律に基づき各都道府県は郷土の気候風土にあった多様性に富む優良な種子の安定供給を続けてきました。こうしたことはユネスコ無形文化遺産である「和食」を私たちがいかに大切に育んできたかを物語っていると思います。しかしながら、こうして先人たちが築き上げてきた地方公共団体中心のシステムは、産業のグローバル化や規制改革推進の流れの中では民間の品種開発意欲を阻害しているとの指摘を受け、2018年に廃止となりました。

香川県においては種子法廃止後に「香川県主要農作物採種事業実施要領」および「香川県主要農作物採種事業実施細則」の改正により廃案前と変わらない優良な種子の安定供給体制の構築に努めていただいているところですが、県の責務として種子条例を制定することで、事業の法的根拠による保障が望まれます。ここ数年来、各地で問題となる異常気象などの気候変動への対応のためには、今まで以上に地域の気候風土に適応した種や苗が必要であると考えられ、県民の食糧保障の観点からも種子生産事業の盤石化は極めて重要な事案だと思います。私たち種子を守る会香川では、こうしたことを県民の方々に広く知っていただき、県内農業の振興に関心を持ってもらいたいとの思いから活動をスタートさせ、種子条例の制定に向けた署名活動を展開し、そして18,713筆を集め、香川県議会へ提出しています。また、他県においてもこうした動きが広がり、すでに31道県で種子条例が制定されています。農林水産省も「平成30年度食料・農業・農村白書」の中で、地域の独自性を反映した条例の制定等の動きについて「このような現場での取組を尊重しつつ、引き続き、種子供給体制の整備に取り組んでいきます。」と書いています。

瀬戸内の温暖な気候に恵まれた香川県には、こうした気候風土によって育まれた多くの誇るべき食文化があります。昔から伝統的に栽培されてきた品種や香川県が農業振興のために開発した品種を次代へ永続的に繋いでいくためには、その種子を安価で安定的に農業者に提供することは県民の「食の安心・安全などの食糧保障」や「食文化の伝承」に大いに寄与することと考えられます。以上のことから、他道県における

種子条例を参考にしながら、早急に本県独自の種子条例の制定を求める意見書の提出を要望します。

[請願事項]

「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」を香川県に提出して下さい。